

ハッ場ダム住民訴訟通信-51

2009.06.09 発行

茨城ハッ場裁判判決 6月30日に決定。

肥大し続ける「行政の裁量」に歯止めがかかるか。水戸地裁の良心に期待。

去る1月21日に結審したハッ場ダム茨城裁判は、6月30日(火)午後1時05分に判決が下ります。提訴から1699日。事実を掘り起こし真実に光をあててくださった弁護団。データを解析、理論構築の柱となられた嶋津暉之さん。陳述を重ねた21人の原告。傍聴席を埋め続け運動を支えてきた茨城の会を始めとした多くの市民。この汗と魂の叫びを司法はいかに汲み応えるのでしょうか。

折りから裁判員制度がスタートしました。同制度の目的は、日本弁護士会のHPによりますと、市民の自由や権利を不当に奪われることを防止する。

市民の生活上の経験や知識を裁判に反映させる。

国民主権を実質化し、司法の国民的基盤を確立させる。

市民の、市民による、市民のための裁判の確立。となります。

そうであるならば、行政による不当な裁量権の拡大に歯止めを掛けることは、同制度の目的のすべての項にかなうものです。国が司法改革に本気か否か、今度の判決は恰好の試金石です。

ハッ場ダム住民訴訟茨城裁判判決

日時:6月30日(火)午後1時05分 場所:水戸地方裁判所302号法廷

私たちが1699日に亘り積重ねた「ストップハッ場の思い」の結果を見届けましょう

裁判後、集会があります。是非ご参加ください

東京裁判判決「どこが不当か、何が問題か」

戦後60年、積みつ崩され…先人が積上げた裁判の民主化が司法官僚の手で無残に崩壊。

大川弁護士は語ります。戦前の明治憲法では司法が行政行為や立法を裁くことはできなかった。現憲法によってようやく手にした三権分立だが、体質化してしまった官僚癖は行政の裁量に踏込むことを逃げ続けてきた。それでも勇気ある裁判官によって一寸刻みだが主権者の声を汲み、裁量に一定の枠組みを設けつつあった。東京裁判の判決は原告の訴えを一瞥すらくれず、行政にフリーハンドを与えてしまった。時計は60年逆戻りしてしまった。これではとても法治国家とは言えない。高橋弁護士、西島弁護士、嶋津暉之さんが「不当判決」を次のように切り捨てました。

利水… 行政が行う需要予測は、都市計画法によって客観性と実証性が求められている。原告は都の予測と実績がことごとく外れていることを30年ほどの長期にわたって客観的に実証した。しかし判決は「今までハズレ続けてきても最新のものがハズレルとは決まっていない」と斥けた。

多摩地区が現在活用している地下水40トンの全廃について原告は残せと言うが、未来永劫その地下水が使い続けられる保証は無いと、原告には実証不可能なハードルを設けた。

他の5県は水需給計画に地下水を残しているが東京は日本の首都である。他県とは別である。地下水を残す必要はない」

東京都環境保全局は平成18年「現状の揚水量であれば継続使用は問題なし」としている。

治水… ハッ場ダムは治水効果がない、という指摘に対して国は第三者機関のチェックを受けるなど、行政手続はすべて踏んでいる。だから適法であり必要なものだ」

基本高水17000トンから22000トンへの変更は「八斗島上流は堤防など河道整備が進み当時は氾濫した5000トンが河道内を流れるから」とする被告の主張に対して、原告は「現地調査で

はカスリーン台風後に整備された部分はほんの僅かなものだ。しかも 5000 トンも氾濫した形跡もない」と主張した。判決は 原告はすべての堤防を踏査した訳ではあるまい。今後、上流部の河道改修が行われないとは言えないと、被告の実証責任を問わず原告の主張を斥けた。

八斗島上流部は基本的に群馬県の管理下にあり、その群馬県に改修計画はない。

地すべり・・・ 二社平、林地区の地すべりの危険性について 地すべりへの対策が不可能であるとか、今後対策工事を行わないと確定しているわけではないのだから、危険な事業であるとは言えない」

つまり、明日にでも地すべりが起きることが実証できるなら別だが。と言うことだ。

以上は 5 月 31 日東京裁判控訴審スタート集会で報告されたものの抜粋です。

子供もダメセナイ「ハッ場ダム費用便益計算」。

これでも国は“第三者機関の適正なお墨付き”と言う。

去る 2 月 24 日、国土交通省関東地方整備局は事業評価監視委員会なるいかめしい会議を開き、ハッ場ダム事業の再評価を行いました。評価は「景観改善便益」と「洪水氾濫防止便益」の 2 項目。どちらも優劣付け難いお粗末さですが、結果は便益基準の「1」を上回り継続妥当となりました。今回は洪水氾濫防止便益をご紹介します。笑ってください。怒ってください。

ソナナ馬鹿な・・・上流で氾濫しても下流で何ヶ所も氾濫する。

昔からどんな洪水でも上流で氾濫すれば、河道を流れる流量が減るため下流では氾濫しません。ところが国交省の計算は「カスリーン台風の再来で何としても首都圏に 34 兆円の被害を出さねばならない」ことから、一つの洪水で何ヶ所も氾濫させる滅茶苦茶ぶりです。

1998 年の洪水(9220 トン/秒)では八斗島(伊勢崎市)の下流で 5 ヶ所も氾濫したことになります。

でもそんな記録はありません。ちなみに 1998 年の洪水は、1949 年のキティ台風以来 57 年間で最大の洪水でした。つまり 50 年に 1 回の洪水です。ところが国交省の 50 年に 1 回の洪水では 12 ブロックに分けた氾濫分布図の内、11 ヶ所が氾濫することになっています。私たちは奇跡的に助かったようです。詳しく見ると、身の毛のよだつようなウソが並びます。

3 年に 1 回の洪水 = 5290 トンで 1 ヶ所。5 年に 1 回の洪水 = 6940 トンで 4 ヶ所。このぐらいの洪水は毎年のようにありますから、もう生きていることが不思議な気がします。ウソにとどめを刺しましょう。実際の八斗島下流の洪水流下能力は、最も少ないところで 19,250 トンもあります。

東京の判決では先に触れましたように、ハッ場ダム事業は第三者機関で事業評価を受けているから適正なものだ。と被告に軍配を上げましたが、おおよその第三者機関の会議は、御用学者を集め 2 時間ほどの会議時間の内、1 時間半は説明に使い、残りの 30 分で質問を受けシャンシャンシャンとお墨付きが下ります。今回のお墨付きも東京判決には折込済みです。どうやら東京地裁はお役人の“駆け込み寺”のようです。

詳しくは、ハッ場あしたの会の HP をご覧ください。

先述の裁判員制度は刑事事件の裁判に限られていますが、同制度の目的が「国民主権を實質化し、司法の国民的基盤の確立」「市民の、市民による、市民のための裁判」にあるとするならば、行政の裁量権に歯止めを掛ける「行政訴訟(住民訴訟)」にこそ市民の経験や知識を活かすべきでしょう。最高裁判所様ホントウに司法改革をしてくれませんか。この国に正義はありますか。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表 近藤欣子 濱田篤信 柏村忠志

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5tel/fax：取手 0297-72-7506 長野原 0279-84-7010